平成２０年（フ）第９５３１号
奈良市学園大和町５丁目70番地、開始決定時の住所奈良市学園大和町６丁目708番地の１426号
破産者　髙橋　　徹
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９８２１号
大阪府大東市中垣内１丁目10番14号
破産者　立石　静夫
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５５号
大阪市旭区大宮２丁目12―21、開始決定時の住所大阪市旭区新森６丁目５番１号
破産者　松本建材こと　松本　照男
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０１号
兵庫県宝塚市星の荘18番20号
破産者　大德　初雄
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５４９号
大阪府高槻市辻子３丁目49―９、開始決定時の住所大阪府三島郡島本町青葉３丁目12番１―701号
破産者　西田　久翁
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６１７号
大阪府吹田市山田東３丁目27番25号、前住所大阪府箕面市小野原東５丁目３番Ｄ―104号
破産者　ジュエリータケウチこと　竹内　治夫
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８０３号
大阪市城東区成育２丁目14番４号
破産者　比屋根電業こと　比屋根由規
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９２９号
大阪市旭区高殿４丁目11番19号
破産者　遠藤　欽一
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９９９号
大阪府四條畷市雁屋南町７番４―610号
破産者　小原　光男
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８７５号
大阪府寝屋川市太秦東が丘16番19号
破産者　山田　義明
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１２４号
大阪市東住吉区針中野４丁目11番13―101号、開始決定時の住所大阪市東住吉区湯里１丁目７番25号
破産者　木村　　晃
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１６８号
大阪府東大阪市稲田本町３―14―21谷口ビル302、開始決定時の住所大阪府東大阪市稲田新町３丁目12番20―719号
破産者　巣立　　勝
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１７６号
大阪市浪速区幸町３丁目４番10―1302号、前住所大阪市西区南堀江１丁目18番14―1007号
破産者　直幸こと浜田弘子こと濱田直子こと青池イロ子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２５４号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目18番20―102号大阪府営矢田部住宅１号棟
破産者　佐藤　　勇
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２６４号
大阪市東成区大今里南２丁目10番10号今里南メゾン401号
破産者　立石　君彦
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２６５号
大阪市東成区大今里南２丁目10番10号今里南メゾン401号
破産者　立石　利美
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２７５号
大阪府枚方市香里ヶ丘３丁目16番地７―1005
破産者　江頭チエミ
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３２０号
大阪府守口市八雲北町３丁目６番１号
破産者　坂本　明美
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部